

高齢者に対する税法上の障害者控除について

町内に住所を有する 65 歳以上であり、かつ障害者手帳等の交付を受けていない方は、障害者控除の適用を受ける年における要介護認定の状況・身体状況等に基づき、税法上の（特別）障害者控除対象者の認定を行います。

（※）認定基準日は、障害者控除の適用を受ける年 12 月 31 日（死亡されている場合は、死亡日）現在です。

認定は、要介護認定時の主治医意見書の「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」及び「認知症高齢者の日常生活自立度」により、三郷町における高齢者の障害者控除対象者認定書交付に関する取扱規定（平成 18 年 12 月 1 日施行）で定める認定基準に基づいて、対象者の身体状況等が「障害者に準ずる」、「特別障害者に準ずる」のいずれかに該当するかを確認し、障害者控除対象者認定書を交付します。

1. 障害者控除対象者認定書の交付要件（対象者）

次のすべてに該当する方へ交付します。

- ・ 65 歳以上で、町内に住所を有している
- ・ 要介護認定時の主治医意見書の「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」が「A1」以上、または「認知症高齢者の日常生活自立度」が「Ⅱa」以上である
- ・ 障害者手帳等の交付を受けていない

2. 申請者になれる方

対象者、対象者を扶養している家族、法定代理人（成年後見人等）、対象者が代理人と定める方（任意代理人）

3. 申請方法

下記①～③の書類を長寿介護課へ提出してください（郵送申請可）

①障害者控除対象者認定申請書

②対象者の介護保険被保険者証の写し

③本人確認書類の写し（運転免許証・マイナンバーカードなど顔写真入りの書類 1 点。顔写真入りでない書類の場合は、公的機関で発行されたもの 2 点）

※申請者が法定代理人の場合は、③に代えて次の書類を提出してください。

- ・ 登記事項証明書の写し
- ・ 申請者の本人確認書類の写し

※申請者が任意代理人の場合は、③に代えて次の書類を提出してください。

- ・ 委任状（様式自由・原本）
- ・ 申請者の本人確認書類の写し